

一般就労する知的障害者の通過型事業所からの移行に関する探索的研究

一回転率の高い旧通勤寮へのヒアリング調査から

○ 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園 大村 美保 (6979)

キーワード：一般就労、知的障害者、通過型事業所

1. 研究目的

一般就労する知的障害者を対象とした通過型事業所である旧知的障害者通勤寮（以下、旧通勤寮）は、障害者自立支援法により宿泊型自立訓練、グループホーム、相談支援事業、就労系事業とそれらを組み合わせた事業に施設体系を移行したが、とりわけ宿泊型自立訓練に移行した事業所が約半数と多数を占める。旧通勤寮は著しく回転率の低い事業所から非常に回転率の高い事業所までばらつきがあったが、宿泊型自立訓練では原則として2年間の標準利用期間が設定されている。そこで、非常に回転率の高い事業所の運営と支援内容の実態を把握することにより、一般就労する知的障害者の通過型事業所からの移行を可能とするための体制に関して示唆を得ることを目的とする。

2. 研究の視点および方法

宿泊型自立訓練は原則として2年間の有期限の標準利用期間が設定される通過型の事業所である。旧通勤寮から宿泊型自立訓練へ体系移行した事業所は約半数で、そのうち約半数は平成23年度末に体系移行しており、平成25年度末には24年度新規入所者の標準利用期間を迎えることとなる。一方で、平成23年度の調査では、事業所単位で地域生活移行の尺度として回転率を計算すると、著しく回転率の低い事業所から非常に回転率の高い事業所までばらつきがみられており、2年間で通過できるための体制や支援のあり方についての蓄積は十分でないと思われる。そこで、探索的に、非常に回転率の高い事業所の運営と支援内容の実態を把握することにより、一般就労する知的障害者の通過型事業所からの移行を可能とするための体制について示唆が得られるものと考えた。

方法としては、平成23年度調査で著しく回転率の高い事業所（33%以上）13事業所から3法人4事業所を選定し、訪問ヒアリング調査を行って、旧通勤寮からの地域移行を行う上での体制や支援のあり方について聞き取った。ヒアリング項目は、①移行に関する法人の考え方や方針、②住宅の確保について、③就労先の確保について、④具体的に移行をすすめるキーパーソンとその職務、⑤移行後の生活支援・就労支援の担い手、⑥移行後の本人の経済的状況、⑦移行困難者の存在とその状態像、⑧新規入寮者の入寮経路、の8項目であった。

聞き取りに際して了解を得られた場合は録音し、逐語でテキストデータを起こした。了解を得られない場合は筆記で記録を取った。データは、帰納的及び焦点的なコーディングとカテゴリー化を行い、複数の事業所間の比較を行って、体制や支援に関して鍵となる概

念を抽出した。そして、客観性、専門性を確保するため、ヒアリング対象ではない旧通勤寮関係者の評定を経て修正を行った。

3. 倫理的配慮

調査研究においては2012年5月に東洋大学倫理審査委員会より承認を受けて行っている。ヒアリング対象となる事業所には、事前に趣旨及び研究成果の公表方法について口頭で説明して協力同意を得た。

4. 研究結果

X県A事業所では、多くが20歳前後で入寮している。旧通勤寮の3年間だけの支援ではなく、通勤寮に入る前には2年間の入所施設で訓練を行い、通勤寮を経て敷地内グループホームで1年間を過ごし、その後敷地外グループホームに移行していた。つまり、養護学校高等部卒業後から入所・入寮を経て地域生活に至るまで、段階別に一貫して法人内事業所を利用することにより、継続して支援をしながら本人の自立につながる仕組みを作っていた。また、地域の理解が高く、住宅資源（主にグループホーム）や一般就労先の確保が順調に行われていること、事業所では親の地域移行への理解が得られるよう力を入れていることが特徴的であった。

X県B事業所では、年齢層が多様な知的障害者が入寮している。A型事業所が非常に多い地域で就労先には困らず、また住宅についてはグループホームの他に、アパート等を本人が借りるという選択が行われ、支援の中心を他法人の相談支援事業所等に引き継ぐケースが多かった。

Y県C事業所・D事業所は、障害年金があれば福祉的就労であっても生活が可能な地域であり、障害年金を取得するための支援に力を入れていた。また、住宅資源（主にグループホーム）について法人は継続的に地域の賃貸物件数を拡大しており、財政的にも人的にも恵まれた法人であることが推測された。

5. 考察

回転率の高い事業所では、「経済的自立」支援、「地域生活」支援のいずれも工夫が見られている。こうした工夫の積み重ねが回転率の高さにつながっていると思われ、その実践上のノウハウを通過型事業所が共有することが今後求められる。また、旧通勤寮では「経済的自立」支援のあとに「地域生活」の支援を行う2段階の支援を行ってきたが、特に「経済的自立」支援においては勤労収入と障害年金のみで自立可能な額とするのではなく、生活保護制度の利用、家賃補助、住宅の現物支給等が行われることが重要となる。